

01204

北海道

旭川市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 (コールセンター業等の場合は、投資を要しない。)	2,500 5	課税免除	固定資産税 都市計画税	3年間 (環境配慮型施設整備の 場合は5年間)
	(コールセンター業等の場合、 中心市街地では10名以上、 それ以外の立地は20名以上) (特定業務施設(本社機能)の 場合、3人以上)			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
旭川市工業等振興促進条例	S60.4	・工場	○工場等設置助成金
	H20.9	・事業所(通信業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、	事業所税相当額
	全部改正	コールセンター業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業)	(3年間)
	H23.4	・試験研究施設	○雇用助成金
	一部改正	・特定業務施設(本社機能)	雇用者1人当たり30万円
	H25.4	○投資額2,500万円以上	(3年間、1年当たり上限3,000万円)
	一部改正	(コールセンター業等の場合は、投資を要しない。)	○土地取得助成金
H29.9	○雇用者数5人以上	土地取得費の25/100	
一部改正	(コールセンター業等の場合、中心市街地では10名以上、それ以外の立地は20名以上)	(上限1億円、工業専用地域及び動物園通り産業団地のみ)	
	(特定業務施設(本社機能)の場合、3人以上)	○工場等改修費助成金	
		1,000万円以上の工事費の50/100を助成(上限2,000万円、賃借物件に限る。)	
		※土地取得助成金と工場等改修費助成金はいずれかの選択制	
		○操業前研修費助成金	
		上限500万円までを助成(1人当たり20万円まで、コールセンター業等に限る。)	
		○環境配慮型施設整備助成金	
		5,000万円以上の施設整備費の50/100を助成(上限	

			5,000 万円)
			○操業助成金 上下水道料, 通信回線使用料, ビル賃借料, 電気料金の中から1つを選択し, 年間使用料の 50/100 を3年間助成(上限年間 500 万円)
		旭川市工業等振興促進条例に該当する企業	○企業立地促進資金 ・貸付限度額 ※運転・設備の併用可 運転資金 8,000 万円 設備資金 2億円 ・貸付期間 運転資金 10 年以内、設備資金 15 年以内(機械設備のみの場合は 10 年以内) ・貸付利率 ※R2.4.1 現在 貸付期間により異なる。 5年以内 年 1.5% 10 年以内 年 1.8% 15 年以内 年 2.0% ・利子補給制度有り 当初3年間の支払済み利子を全額補給。
		旭川市工業等振興促進条例に該当する企業(工場等の新設に限る。)	○旭川市企業立地促進利子補給制度 工場等の新設に伴う事業資金を、(株)日本政策金融公庫から借り入れた場合に、当初3年間の支払済み利子を全額補給。

01212

北海道

留萌市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
工場・旅館業・情報通信技術利用事業の用に供する施設 新増設 2,000	—	課税免除	固定資産税 (都市計画税は含まない)	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
留萌市企業振興促進条例	H3.10 H23.3 改正 H26.1 改正	指定地区内において事業所の新設、増設及び移設が産業振興に寄与し、かつ、市長が指定した者	土地取得助成金 ○工場等(工場、情報通信技術利用事業の用に供する施設、試験研究施設)の新設、増設、移設の場合で土地取得費の25/100に相当する額 ○5,000万円限度 ①新設及び移設の工場で土地取得面積3,000㎡以上、建物等設備投資額が5,000万円以上及び雇用者10人以上増(移設の場合は5人以上増) ②増設の工場で土地取得面積1,500㎡以上、建物等設備投資額が2,500万円以上及び雇用者5人以上増 ③新設又は移設の情報通信技術利用事業の用に供する施設及び試験研究施設で土地取得面積1,000㎡以上建物等設備投資額が3,000万円以上及び雇用者10人以上増(移設の場合は5人以上増) ④増設の情報通信技術利用事業の用に供する施設及び試験研究施設で土地取得面積500㎡以上、建物等設備投資額が1,500万円以上及び雇用者5人以上

			<p>事業所設置助成金</p> <p>○立地にかかる固定資産投資額の10/100に相当する額</p> <p>○4,000万円を限度</p> <p>○3年度に分割して交付</p>
			<p>環境緑化助成金</p> <p>○工場の新設、増設、移設の場合で緑地及び環境施設の面積1㎡につき1,500円を乗じた額</p> <p>○500万円を限度</p>
			<p>雇用奨励助成金</p> <p>○工場等(工場、情報通信技術利用事業の用に供する施設、試験研究施設)の新設、増設、移設の場合で新規雇用者数1人当たり20万円を乗じて得た額</p> <p>○2,000万円を限度</p>

01214

北海道

稚内市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新增設	2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
稚内市企業立地促進条例	H2.3 H18.3 改正	○施設設置費助成金 ①投資額 2,700 万円以上	補助金 ①助成額 固定資産税相当額 ②限度額 1,000 万円 ③期 間 3年間
		○雇用奨励助成金 ①投資額 2,700 万円以上 ②雇用増 5人以上	補助金 ①助成額 雇用者1人当たり 20 万円 ②限度額 1,000 万円
		○用地取得費助成金 ①投資額 2,700 万円以上 ②雇用増 5人以上 ③その他 市内に工場等を有していないこと	補助金 ①助成額 土地取得価格の 1/2 ②限度額 5,000 万円

01220

北海道

士別市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
製造業・農林水産物等販売業・旅館 新增設	2,700 万円超	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
士別市企業立 地促進条例	H17.9	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業 ・高度物流関連事業 ・データセンター事業 ・ソフトウェア事業 ・情報処理・提供サービス業 ・コールセンター業 ・試験研究施設 ・自然科学研究所 ・植物工場 ・鉱業所 ・市勢の発展に大きく寄与するとして市長が特に認めるもの 	<p>(1)事業所設置補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○投資額 2,000 万円超 ○雇用増 3人以上 <p>【新設】 投資額に対する補助率 15/100 の額 ※北海道企業立地促進条例に該当の場合は 12/100 の額(補助限度額 4,000 万円)</p> <p>【増設】 投資額に対する補助率 10/100 の額 ※北海道企業立地促進条例に該当の場合は 8/100 の額(補助限度額 2,500 万円) ※増設については、1回限りの補助</p> <p>(2)建設用地取得補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○投資額 2,000 万円超 ○雇用増 3人以上 <p>【新設】 投資額に対する補助率 15/100 の額 (補助限度額 1,000 万円)</p> <p>【増設】 投資額に対する補助率 10/100 の額 (補助限度額 700 万円)</p> <p>(3)雇用奨励補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○投資額 2,000 万円超 ○雇用増 3人以上 <p>新たに雇用した者の数に 30 万円を乗じた額</p> <p>(4)遊休財産活用補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ○投資額・新規常用雇用者の条件なし <p>特定遊休財産に選定した建物、土地の無償譲渡・無償貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)無償貸付(3年を限度とし最長5年) (2)無償譲渡

01221

北海道

名寄市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
<対象施設> 工場、学術・開発研究機関の施設、物流施設、データセンター、ソフトウェア業の施設、情報処理・提供サービス業の施設、コールセンター、植物工場、旅館等 <対象要件> 新設・増設・移転のための投資額が2,500万円以上		課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象施設・対象要件	内容
名寄市企業立地促進条例	S62.12	<対象施設>	補助金
	H8.4 改正 H15.3 改正 H18.3 改正 H19.3 改正 H26.6 改正 H30.2 改正	工場、学術・開発研究機関の施設、物流施設、データセンター、ソフトウェア業の施設、情報処理・提供サービス業の施設、コールセンター、植物工場 <対象要件> 新設・移転・増設のための投資額が2,500万円以上、かつ5人以上の常時雇用の増加。ただし、植物工場を立地する場合は、工業団地内又は工場適地内に限る。	①工場等設置費補助金 投資額の30/100 (限度額5,000万円) ②工場等建設用地取得費補助金 用地取得費の30/100 (限度額4,000万円) ③環境緑化整備事業費補助金 事業費の30/100 (限度額100万円) ④雇用奨励補助金 1人当たり30万円(2年間)
		<対象施設> 工場 <対象要件> 新設・移転・増設のための投資額が2,500万円以上	補助金 ①工場等設置費補助金 投資額の30/100 (限度額2,000万円) ②工場等建設用地取得費補助金 用地取得費の30/100 (限度額2,000万円) ③環境緑化整備事業費補助金 事業費の30/100

			(限度額 100 万円) ④雇用奨励補助金 1人当たり 30 万円(2年間)
--	--	--	--

※工場とは、日本標準産業分類(以下「産業分類」という。)による大分類の製造業に係る事業の用に供すもの。

※国及び北海道から補助率が 20/100 を超える補助を受ける場合にあつては、補助残に対し条例第9条に規定する市の補助率を乗じた額とします。

01229

北海道

富良野市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
地域未来投資促進法にもとづく承認地域経済牽引事業計画に基づき取得した固定資産の取得価格が1億円、下記は 5,000 万円を超えるもの		課税免除	固定資産税	3年間
農林漁業及び関連業種(製造業のうち食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、各種商品卸売業、飲食料品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用機械器具卸売業、家具・建具卸売業)				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
富良野市企業振興促進条例	S62.12 R2.4 改正	<p>【対象企業】</p> <p>①事業所(日本標準産業分類に掲げる産業のうち富良野市が指定する以下の対象業種) 製造業、情報通信業、倉庫業、卸売業、学術・開発研究機関、宿泊業のうちホテル・旅館、医療業、社会保険・社会福祉・介護事業など</p> <p>②観光施設(富良野市が指定する以下の対象施設) 遊園地及び遊戯施設、テーマパーク、ロケセット施設、動物園、水族館、植物園、美術館、博物館、資料館、スキー場、ゴルフ場、アイススケート場、温泉施設、展望施設、庭園施設、体験施設、その他市長が認める施設、又はこれらの該当施設とともに一体的に利用される複合施設のうち、宿泊施設、小売施設、飲食施設</p> <p>【対象施設】</p> <p>土地及び建物のうち工場、事務所、店舗、倉庫、福利厚生施設などの事業の用に供すると認められるものをいう</p> <p>【補助要件】</p>	<p>【補助金額】</p> <p>○新設 固定資産税・都市計画税の合算額の1/2相当額を6年間</p> <p>○増設 同3年間</p> <p>○雇用増 1人につき市内在住従業員 24 万円、転入した従業員(単身)30 万円、転入した従業員(家族を有する)36 万円</p> <p>※上限 1 億円</p>

		<p>(1)固定資産評価額 2,000 万円以上</p> <p>(2)新規増加従業員数 3人以上</p> <p>(但し、都市計画区域内から市が指定する地域に移設する工場等については、従業員の増加を要しない)</p> <p>※補助金の対象となる従業員は、市内居住者に限るものとし、当該市内居住者が2人以上でなければならない。</p>	
--	--	---	--

01452

北海道

鷹栖町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
日本標準産業分類(第13回)に基づく ※建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業(電気・熱供給業(新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平成9年法律第37号)第2条に規定する新エネルギー利用等に係るものに限る))、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売・小売業、金融業・保険業(銀行業、協同組織金融業、保険業)、不動産業・物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業(宿泊業、飲食店)、生活関連サービス業(洗濯・理容・美容・浴場業(ただし、他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業を除く))、その他生活関連サービス業、教育、学習支援業、医療、福祉(医療業、社会保険・社会福祉・介護事業)、サービス業(自動車整備業、機械等修理業、その他の事業サービス業) 新設 2,500	新設 雇用増3 (新エネルギー供給業は雇用増1)	課税 減免・免除	固定資産税 ※土地(取得の日の翌日から1年以内に当該土地に家屋の建設の着手する場合に限る)、家屋、償却資産	○土地 3年間 100/100 ※建設日等により、減免期間が短縮される場合有) ○家屋・償却資産 3年間 100/100 4年度 50/100 5年度 25/100 ※過疎法、企業立地促進法による課税免除を優先(1～3年)
増設 2,500	増設 雇用増1 (新エネルギー供給業は雇用増1)	課税 減免・免除	固定資産税	3又は5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
鷹栖町企業立地推進条例	H4.6 H23.6 改正	日本標準産業分類(第13回)に基づく ※建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業(電気・熱供給業(新エネルギー利用等の促	○事業場設置助成 投資額の10% 限度額 1,000 万円(本社機能を町内

	<p>H26.6 改正</p> <p>H26.12 改正</p> <p>H29.4 改正</p>	<p>進に関する特別措置法(平成9年法律第 37号)第2条に規定する新エネルギー利用等に 係るものに限る))、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売・小売業、金融業・保険業(銀行業、協 同組織金融業、保険業)、不動産業・物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業(宿泊業、飲食店)、生活関連サービス業(洗濯・理容・美容・浴場業(ただし、他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業を除く)、その他生活関連サービス業、教育、学習支援業、医療、福祉(医療業、社会保険・社会福祉・介護事業)、サービス業(自動車整備業、機械等修理業、その他の事業サービス業)</p> <p>(1)新設 投資額 2,500 万円以上 雇用増 3人以上 ※新エネルギー供給業は、1人以上</p> <p>(2)増設 投資額 2,500 万円以上 雇用増 1人以上</p> <p>※「雇用増」について</p> <p>(1)新設 常用雇用者の人数</p> <p>(2)増設 当該事業場の増設に伴い、増加する常用雇用者の人数</p> <p>※「常用雇用者」について 雇用期間の定めのない者で、雇用保険、健康保険、厚生年金保険に加入している者</p> <p>※鷹栖工業団地を新規に取得(2,000 m²以上)し、投資額と土地取得価格の合計が 2,500 万円以上の場合、雇用増なしでも土地取得助成制度のみ対象(10%助成:限度額 3,480 万円)</p>	<p>に移転する場合は 2,000 万円)</p> <p>※操業日以後3箇月以内に町外から本社機能を町内に移転し、本社登記を行うこと</p> <p>○緑化助成 工場立地法に規定する緑地助成に要した事業費の 25% 限度額 500 万円</p> <p>※工場立地法に規定する特定工場(製造業、電気・ガス・熱供給業)敷地面積 9,000 m²以上 建築面積 3,000 m²以上</p> <p>○環境保全施設助成 合併処理浄化槽の設置に要した事業費の 75% 限度額 500 万円</p> <p>○土地取得助成 土地取得価格の 30%を助成。ただし、鷹栖工業団地は 40%(10,000 m²以上は 50%)を助成 限度額 1億円 ※敷地面積が 2,000 m²以上で、取得から2年以内に建設を着手するもの。 ※土地の面積が事業場の床面積の合計の3倍を超える場合は、3倍の面積まで(鷹栖工業団地は、5倍まで)</p> <p>○環境配慮型施設整備助成 再生可能エネルギー(太陽光、風力等)を利用することにより、通常の施設と比較して二酸化炭素の排出量を低減させる設備又は設備を備えた施設に要した費用の 25%を助成 限度額 500 万円</p> <p>○操業費用助成</p>
--	--	---	---

			<p>電気料金、水道料金、下水道料金の50%を3年間助成</p> <p>限度額 200 万円(単年度)</p> <p>※鷹栖工業団地と旭川鷹栖インター流通団地に限る</p> <p>○地盤改良工事費用助成</p> <p>地盤改良工事に要した費用の75%を助成(建物建設条件:床面積 1,000 m²以上)</p> <p>限度額 1,500 万円</p> <p>※鷹栖工業団地に限る</p>
--	--	--	--

01453

北海道

東神楽町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設	2,500	課税免除	固定資産税	3年間
増設	1,500			
既存施設取得	1,500			

01454

北海道

当麻町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設	5,000	課税免除	固定資産税	3年間
増設	3,000			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
当麻町中小企業経営安定化資金利子補給条例	H18.4	<p>○北海道が定める中小企業総合振興資金融資要領に基づく当麻町中小企業経営安定化資金利子補給条例施行規則で定める資金(指定融資資金)を借入れた町内の中小企業者等であって、次のいずれにも該当する者。</p> <p>①町内に独立した事務所、店舗を有し同一事業を引続き1年以上営んでいる者</p> <p>②当麻町商工会会員である者</p>	<p>○指定融資資金の借入れにより生じる利子の全額を補給する。</p> <p>○利子補給の対象資金は、指定融資資金のうち次に掲げるとおり。</p> <p>(1)運転資金 1企業者につき 2,000 万円以内</p> <p>(2)設備資金 1企業者につき 2,000 万円以内</p> <p>(3)借換資金 既往残高について、上記(1)及び(2)の限度額以内</p>
とうまのお店元気事業	H27.4	<p>店舗の新築、増改築を行う次のいずれかに該当する者。</p> <p>①当麻町商工会員で町内で営業を行う個人事業主</p> <p>②当麻町商工会員で町内に本社または本店がある法人</p> <p>③当麻町商工会員になることを確約し、継続して5年間事業を行う新規開業者</p>	<p>店舗の新設又はリニューアルする際の工事費用・設備費用の一部を補助する。また、新築する店舗の建設時に町産材を活用する場合の補助も併せて行う。</p> <p>①とうまのお店元気事業補助金 上限は 300 万円とし、200 万円以上の事業費について2分の1の補助。</p> <p>②店舗等新築木材補助金 上限は 100 万円とし、町内で産地証明の発行できる企業から購入する町産材の販売額。※左記の③に該当する者のみが対象</p> <p>③歴史的建物の木材活用補助金 上限は 200 万円とし、歴史的建物の木材を活用する 200 万円以上の事業費について2分の1の補助。</p>

01455

北海道

比布町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新設	5,000	課税免除	固定資産税	3年間 100/100 4年度 50/100 5年度 30/100
	15			
増設	2,000	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
比布町チャレンジショップ支援事業	H20.6	<p>空き家・空き店舗を活用し、新たに次に規定する業種を営む町民、又は町民になる予定の者で、町税等を滞納していない者。</p> <p>(1) 小売業、サービス業、飲食業 (2) 地元農産物等直売所 (3) 農産物を使った加工品を製造・販売業 (4) 眺望・農村景観を生かした観光業 (5) その他、本町の特徴を生かした事業</p>	<p>○補助対象経費は、店舗等改装費、又は備品購入費とする。この要綱における補助基本額、1,000千円を限度とする。</p> <p>○補助対象費に対する補助金の交付額は、次のいずれかとする。</p> <p>(1)店舗改装費補助 店舗等の改装費で、補助基本額の1/2 (2)備品購入費補助 開業に必要な備品等購入費で、補助基本額の1/2</p>

01456

北海道

愛別町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新增設	2,700	0	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
愛別町中小企業融資条例	S37.3	<p>○独立した事業所を所有し、引き続き1年以上同一事業を営む者で町税の滞納をしていない者かつ商工会会員で次の者(遊興娯楽等不急の業種を除く。)</p> <p>①中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合及び企業組合</p> <p>②中小企業基本法に規定する会社及び個人</p>	<p>利子補給</p> <p>○1企業につき1,300万円以内を限度とする</p> <p>①運転資金 60月以内 融資額の利子の3.1%以内</p> <p>②設備資金 84月以内 融資額の利子の3.1%以内</p> <p>融資額の利子3.1%以内を補助し、借入者の負担は0.4%を下限とする</p>
愛別町企業振興促進条例	H26.3	<p>次に掲げるものを新設又は増設し、操業を開始した者</p> <p>①工場施設 投資額が1千万円以上で、かつ、従業員が3人以上であるもの。(増設にあつては、従業員が1名以上増加すること。)</p> <p>②観光事業施設及び特定事業施設 投資額が1千万円以上で、かつ、従業員が2人以上であるもの。(増設にあつては、従業員が1名以上増加すること。)</p> <p>③その他の施設 投資額が500万円である施設(設備投資のみも含む。)の新設及び増設で、かつ、従業員が2人以上であるもの。(ただし、増設にあつては、従業員が1名以上増加すること。)</p>	<p>(1) 事業場設置助成</p> <p>工場施設、観光事業施設、特定事業施設又はその他の施設(以下「工場施設等」という。)を新設若しくは増設した場合に係る費用(土地取得代金を含む)の100分の10に相当する額(その額が1,000万円を超えるときは、1,000万円、ただし、設備投資のみの場合は、その額が500万円を超えるときは、500万円)</p> <p>(2) 雇用助成</p> <p>工場施設等の新設又は増設に伴い新たな従業員を雇用増した場合新たに採用された町内従業員1人につき初年度15万円、初年度に採用された従業員が引き続き雇用されているときは次年度10万円を乗じて得</p>

			た額(その額が 500 万円を超えるときは、500 万円)
--	--	--	-------------------------------

01457

北海道

上川町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
産業振興条例	H8.12	○町長が必要と認める町内企業 新設 投資額 1,000 万円以上 増改築 投資額 300 万円以上	補助金 ○事業に使用する施設の投資額の10%以内 (限度額 500 万円)
上川町企業誘致条例	H8.12	○町内に工場等を新設する町外企業 ○工場等 ・物の製造、加工又は修理作業を行う施設 ・宿泊施設、遊園地等観光振興に寄与する施設 ・その他本町の地域振興に寄与すると町長が認める施設 ○工場等の新設のための投資額が3千万円以上でかつ常時雇用される従業員の数が3人以上のもの	補助金 ○当該工場等の新設に係る投資額の10%以内の額 (1,000 万円を限度) 特別措置 ○特に必要と認めた者に対し、土地の幹旋及び道路等の新設又は改良整備を図る

01458

北海道

東川町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設 3,000	5 (地元雇用の割合が2割以上)	課税軽減 (1,000万円を1年度分の上限とする)	固定資産税	5年間 3年度目まで50/100を軽減 その後2年度分25/100を軽減 ただし、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号)第14条又は第16条に基づき計画の承認を受けた場合 3年目まで課税免除 その後2年度分25/100を軽減
増設 個人(投資額) 1,000 法人(投資額) 3,000 町内に事業場を有する企業等に限定	—			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
東川町産業振興支援条例	H26.5 改正	○事業場を新設し次の要件に該当する場合 ・投資額 3,000 万円未満 ・一人以上の専従者を有し、起業化してから1年以内の場合	助成金 ○事業場の設置等に要したと認められる費用に対して 1/3 以内を補助(限度額 100 万円、税制上の優遇措置と重複不可)
		○事業場を新設し次の要件に該当する場合 ・投資額 3,000 万円以上 ・雇用者数5人以上かつ地元雇用の割合が2割以上 ○事業所を増設し次の要件に該当する場合	助成金 ○緑化の設置等に要したと認められる費用に対して 1/3 以内を補助(限度額 100 万円)

		<ul style="list-style-type: none">•法人:投資額 3,000 万円以上•個人:投資額 1,000 万円以上	
--	--	---	--

01459

北海道

美瑛町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
過疎地域自立促進特別措置法に基づく製造業・ソフトウェア業・旅館業	2,700	—	課税免除 固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
美瑛町企業振興促進条例	S63.12	○新設 固定資産評価額 3,000 万円以上	事業場設置助成金 ○基準年度から3年間各年度の当該資産に係る固定資産税相当額で次の率を乗じた額 初年度 100/100 次年度 75/100 3年度 50/100
		○増設 固定資産評価額 3,000 万円以上 新規増加従業員 3名以上	
		○取得価格 2,000 万円超 ○取得の翌日から3年以内に操業を開始したもの	土地取得助成金 ○事業場の用に供したと認めるものの取得価格の 25/100 (限度額 1,500 万円)
		(1)工場 新設 5人以上の雇用 増設 固定資産評価額が 500 万以上で 3人以上の増 (2)ソフトウェアハウス新・増設に伴う雇用が5名以上 (3)試験研究施設 新・増設に伴う雇用が3名以上 (4)その他の施設 新設 5人以上の雇用 増設 固定資産評価額 1,000 万円以上で 3人以上の増	雇用助成金 ○新たに雇用される者の数に初年度 10 万円(町内居住者 15 万円)次年度 8 万円、3年度 7 万円を乗じた額 (限度額各年度 1,000 万円)
		○工場立地法に基づく特定工場の届出を要する者	緑化助成金 ○工場立地法第4条第1号に規定す

			る緑地設置に要したと認められる額の 25/100 (限度額 500 万円)
--	--	--	---

01460

北海道

上富良野町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
地域未来投資促進法承認要件による新增設 農林漁業関連業種 5,000 万円超 その他の業種 10,000 万円超	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
上富良野町企業振興措置条例	S59.6	(1) 工場、試験研究施設、 観光事業施設、産業振興施設、 従業員宿舎 ・ 固定資産評価額 2,500 万円以上かつ 雇用増3人以上	利子補給(対象者要件の(2)に該当する場合を除く) ○借入金の 1/2 の額 (5,000 万円を限度) ○利子補給率 借入利率(2.5%以内) ○期間 5年間
		(2) 都市計画法の工業地域、準工業 地域に設置する工場 ・ 固定資産評価額(土地を除く) 800 万円以上	補助金 ○固定資産税相当額の 1/2(小規模工場は 全額) (課税免除を受けた場合を除く) ○増加した従業員1人につき年 15 万円(1,000 万円を限度) ○期間 3年間
		(3) 小規模事業者(従業員 20 人以下) が経営する工場 ・ 固定資産評価額(生産設備に限る) 300 万円以上	協力支援 ○工場等用地造成 ○公共性の道路・排水路整備 ○上下水道敷設整備

01461

北海道

中富良野町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新增設	1,000	課税免除	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
中富良野町商工業 総合振興条例	H10.3	○工場等の新設又は増設 ①固定資産並びに用地の取得価格 1,000万円以上 ②常時使用する従業員数 5人以上	融資・利子補給 融資の利息 (1)融資額は1億円を限度 (2)利子補給は、当該年度に支払われる利子に係る元金に対し年利3%以内
中富良野町企業等 振興促進規則	H10.3	○上記に同じ	融資 (1)融資 北海道中小企業振興資金の融資のみ (2)期間 10年以内

01463

北海道

占冠村

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
占冠村活力あるむらづくり対策条例	H3.3 制定	①別荘新設事業	・当該年度の固定資産税相当額の5%を助成(10年間)
	H4.3 改正	・投資額2千万円以上	
	H19.7 改正	②工場新設事業	(1)常用従業員を30名以上雇用
	H22.12	・投資額500万円以上	・固定資産税免除(5年間)
	改正	・新たに3人以上の常用従業員を雇用	(2)常用従業員を10名以上雇用 ・固定資産税免除(3年間)
			(3)常用従業員を3名以上雇用 ・固定資産税100分の50に相当する額を免除(3年間)
		③余暇利用施設新設事業 投資額5億円以上	・固定資産税相当額の45%を助成(5年間)
		④福利厚生施設整備事業 ・投資額3千万円以上 ・建設、増改築、村外から就業した者の住宅必要	(1)資金の借入れ利子補給2%助成 ・年50万円限度(5年間) (2)固定資産税50%助成 ・一企業100万円限度(5年間) (3)村外採用者の公営住宅入居(6箇月以上) ・住宅使用料の1/3助成(3年間)
	⑤老朽村有施設再生事業 ・老朽村有施設取得 ・目的に沿った管理運営	・当該施設(用地を含む。)の固定資産税納付済額50%助成(5年間)	
	⑥就業奨励事業	(1)工場、医療・福祉施設又は情報通信施設を新設し、新たに村内居住者を雇用 24万円×人数 ・3年間合計額1,500万円限度 (2)工場、医療・福祉施設又は情報通信施設を新設し、新たに村外居住者を雇用 6万円×人数 ・3年間の合計額300万円限度	
	⑦用地取得奨励事業	・工場、医療・福祉施設又は情報通信施設新設 ・用地取得費の100分の50を翌年度に、一企業1回限り、1千万円を限度に助成 ・ただし、用地取得日から3年以内に新設し、営業を開始するものに限る。	
	⑧医療・福祉施設新設事業	(1)医療・福祉施設新設	

	<ul style="list-style-type: none"> ・投資額 500 万円以上 ・新たに3人以上の常用従業員を雇用 	<ul style="list-style-type: none"> ・常用従業員 30 名以上雇用 ・固定資産税免除(5年間) (2)医療・福祉施設新設 ・常用従業員 10 名以上雇用 ・固定資産税免除(3年間) (3)医療・福祉施設新設 ・常用従業員3名以上雇用 ・固定資産税 100 分の 50 に相当する額を免除(3年間)
	<p>⑨情報通信施設新設事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資額 500 万円以上 ・新たに3人以上の常用従業員を雇用 	<ul style="list-style-type: none"> (1)情報通信施設新設 ・常用従業員 30 名以上雇用 ・固定資産税免除(5年間) (2)情報通信施設新設 ・常用従業員 10 名以上雇用 ・固定資産税免除(3年間) (3)情報通信施設新設 ・常用従業員3名以上雇用 ・固定資産税 100 分の 50 に相当する額を免除(3年間)
	<p>⑩簡易水道料金助成事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1)工場、医療・福祉施設又は情報通信施設新設 ・常用従業員 30 名以上雇用 ・簡易水道料金 100 分の 50 助成 ・5年間の合計 1,500 万円を限度 (2)工場、医療・福祉施設又は情報通信施設新設 ・常用従業員 10 名以上雇用 ・簡易水道料金 100 分の 50 助成 ・3年間の合計が 900 万円限度 (3)工場、医療・福祉施設又は情報通信施設新設 ・常用従業員3名以上雇用 ・簡易水道料金 100 分の 25 助成 ・3年間の合計が 450 万円を限度とする。
	<p>⑪環境保全推進奨励事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1)工場、医療・福祉施設又は情報通信施設新設 ・村内環境保全緑化事業費用の 100 分の 30 ・一企業に対し1回限り、限度 100 万円 ・営業を開始した日から5年以内 (2)工場、医療・福祉施設又は情報通信施設新設 ・CO2排出削減設備導入費用の 100 分の 50 一企業に対し1回限り、限度 500 万円 ・営業を開始した日から5年以内
	<p>⑫特産品開発事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工場新設

			<ul style="list-style-type: none">・地域資源を活用した新商品又は新製品の開発費用の100分の50・一企業に対し1回限り、50万円を限度
--	--	--	---

01464

北海道

和寒町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新設	2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間 特認5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
和寒町企業振興促進条例	H1.9	<p>○工場、試験研究施設、観光事業施設、物流事業施設で</p> <p>①新設で投資額 3,000 万円以上 雇用増 5人以上</p> <p>②増設で投資額 1,000 万円以上 雇用増 2人以上</p> <p>③用地取得</p> <p>④公害防止設備</p> <p>⑤工場等周辺環境整備</p> <p>⑥勤労者福利厚生施設整備</p> <p>⑦雇用奨励</p>	<p>補助金 交付額</p> <p>①15/100(限度額 2,400 万円)</p> <p>②15/100(限度額 2,400 万円)</p> <p>③10/100(限度額 460 万円)</p> <p>④30/100(限度額 300 万円、雇用増なくともよい)</p> <p>(追加事項)</p> <p>環境保全に大きく影響を及ぼすと町長が認めた場合は議会の議決を経て特別措置を行うことができる</p> <p>⑤15/100(限度額 300 万円、雇用増なくともよい)</p> <p>⑥30/100(限度額 150 万円、雇用増なくともよい)</p> <p>⑦1人 12 万円で2年間(1年を超えて常時雇用されるものに限る)</p>

01465

北海道

剣淵町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新增設	2,100	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
剣淵町起業化支援 事業補助金	H26.3	①個人・グループ 現在事業を営んでいない者及び現在営んでいる事業と異なる分野の事業を始めようとする者(起業後2年以内に法人化する計画が必要) ②法人 現在営んでいる事業を異なる分野の事業を始めようとする者	補助金 補助対象経費の1/2以内 限度額 300 万円 補助対象経費 ・用地取得費関係 ・工事請負費関係 ・備品購入費関係

01468

北海道

下川町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
製造業、情報通信技術利用事業、旅館業 新增設 2,700 超	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
下川町企業立地促進条例	H2.7	○特に必要と認めた企業者 工場 10 人以上、ソフトウェアハウス3人以上、試験研究施設5人以上、下川町における持続可能な開発目標を達成するための町外事業者との連携協定に基づき整備する工場 1 人以上の雇用者の増加がある場合	リース ○操業に必要な土地の取得、造成及び工場等の建設又は既設の建物を工場等に改修し、貸し付ける

01469

北海道

美深町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設、再開始	2,100	課税免除	固定資産税	3年間 特認5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
美深町企業立地促進条例	H1.4	1.物の製造、加工、鉱物の採掘若しくは選鉱の作業を行う工場の新設・増設・再開始 2.ソフトウェアハウス 3.試験研究施設の新増設 上記 1.2.3.で投下資本額が新設で 3,000 万円、増設で 2,000 万円、増加する雇用者の数が新設で3人以上、増設で1人以上の者	補助金 ①工場等設置補助金 1,000 万以上1億円未満 投資額に 100 分の 30 を乗じた額(上限 2,500 万) 1億円以上3億円未満 投資額に 100 分の 25 を乗じた額(上限 3,000 万) 3億以上 投資額に 100 分の 20 を乗じた額(上限1億円)
			補助金 ②工場等建設用地取得補助金 町の指定地区の用地取得に要する経費に 100 分の 10 を乗じた額(上限 500 万円)
			補助金 ③環境緑化整備事業費補助金 当該事業に要する経費に 100 分の 10 を乗じた額(上限 500 万円)
			補助金 ④雇用奨励補助金 工場立地に伴い新たに採用した雇用者(1年を超えて常時雇用される者)の数に1年につき 20 万を2年間補助

美深町活性化促進 条例	S63.3 制定 H15.4 改正	○個人、法人及び団体が行う次の事業を対象 1.特産品等の研究開発事業 2.まちおこし創出事業 3.住民活動促進事業	○個人、法人及び団体が行う次の事業を対象 1.特産品等の研究開発事業 2.まちおこし創出事業 3.住民活動促進事業
美深町商工業担い 手支援条例	H25.12	美深町で商工業を営む者及び新たに商工業を 経営する者に対し、補助金等の必要な援助 を行う。	経営安定補助金 経営自立補助金 技術実習助成金 技術指導助成金 事業承継奨励金 設備投資補助金 人材育成奨励金 研修調査助成金 チャレンジ事業助成金

01470

北海道

音威子府村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
2,000	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
音威子府村中小企業振興基本条例	H26.4	○事務所及び事業所を村内に有する中小企業者	補助金 <ul style="list-style-type: none"> ・経営基盤強化及び経営革新事業 ・人材育成事業 ・商店街活性化事業 ・災害復旧支援事業 ・自然エネルギー分野進出事業 ・建設業新分野進出事業 上記事業に対しての補助及び融資に係る利子補給

01471

北海道

中川町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新設	1,000	課税免除	固定資産税	3年間
増設	500			
	投資額 5,000 万未満 3 5,000 万以上 5			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
中川町企業振興促進条例	S63.6	町長が認定した中小企業者等	<p>投資額が新設で 1,000 万円以上、増設で 500 万円以上かつ新設又は増設に伴い増加する雇用者（日々雇い入れられる者は除く。）の数が投資額 5,000 万円以下の企業については3人以上（地場企業の場合は1人以上）、投資額 5,000 万円以上の企業については5人以上（地場企業の場合は3人以上）のもの。</p> <p>工場等設置費補助 ○当該工場等に係る投資額の 100 分の 50 に相当する額（その額が 3,000 万円を超えるときは、3,000 万円）</p> <p>工場等建設用地取得費補助金 ○当該工場等に係る用地を取得する額の 100 分の 50 に相当する額（その額が 500 万円を超えるときは、500 万円）</p> <p>環境緑化整備事業費補助金 ○工場等の環境緑化整備事業に係る事業費の 100 分の 30 に相当する額（その額が 100 万円を超えるときは、100 万円）</p> <p>雇用促進奨励補助金等 ○工場等の新設又は増設に伴い新たに採用した雇用者（1 年を超えて、常時雇用される者に限る。以下同じ。）の数に、1 年につき 36 万円を3年間補助</p>

01472

北海道

幌加内町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設	500	課税免除	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
幌加内町企業立地 促進条例	H4.4	①対象施設(新增設) 1) 工場 2) ソフトウェアハウス 3) 試験研究施設 4) 鉱業所 5) 観光施設 6) その他の施設 ②投資額 500 万円以上 ③雇用人員 1人増加	補助金 ○工場等の設置に係る投資額の 30% ○土地取得額の 50% ○雇用増となる常用従業員の数に 30 万円を乗じた額 (補助総額 5,000 万円限度)
			利子補給 ○7年間 年利5%以内 (借入限度額1億円)
			便宜供与 ○出資、融資、土地、建物、雇用者の充足、従業員住宅等の斡旋 ○町有普通財産の貸付又は売却 ○用地の造成及び周辺公共施設の整備 ○電力及び水道の確保 ○その他必要な便宜供与

01481

北海道

増毛町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設 法第 31 条に該当する事業 1,000	—	課税免除	固定資産税	3年間
その他の事業 2,000				
増設 法第 31 条に該当する事業 1,000				
その他の事業 2,000				

01482

北海道

小平町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新增設 1,500	新增設 9	課税免除	固定資産税	3年間

01483

北海道

苫前町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新增設	500	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
苫前町工業振興条例	S54.12	○投資額(新增設、再開始) 500万円以上	融資 ○産業振興に特に寄与すると認めるときに融資または出資

01484

北海道

羽幌町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 1,000 ※投資額が1,000万円未満でも町長が特に町の経済の発展上必要と認めた場合は対象とすることができる。	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
羽幌町企業振興促進条例	H26.4 (全部改正)	○投資額(新增設) 1,000万円以上 ※投資額が1,000万円未満でも町長が特に町の経済の発展上必要と認めた場合は対象とすることができる。	補助金 投資額の20/100 限度額 1,000万
		○投資額(新增設) 1,000万円以上で、特に本町の産業振興促進上必要と認める事業場の設置をしようとする事業者 ※投資額が1,000万円未満でも町長が特に町の経済の発展上必要と認めた場合は対象とすることができる。	特別助成 (1) 事業場の立地に必要な土地、建物のあっせん及び提供並びに道路水道等公共施設の整備その他設置に当たっての協力 (2) 事業者が都市計画法第8条第1項第1号に定める工業地域又は町長が特に必要と認めた地域の町有地に事業場を新設・増設する場合は、当該町有地を無償で貸し付けることができる。

01485

北海道

初山別村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新增設	500	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
初山別村工業振興 条例	H5.6	○投資額 新增設 500 万円以上	便宜供与 ○産業振興に特に寄与すると認めたと き、村長が適当と認める方法により、特 別援助を行う

01486

北海道

遠別町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
遠別町工場誘致奨励条例	S30.4	○新增設、再建 投下固定資本額 100 万円以上 従業員 10 人以上	奨励金 ○固定資産税相当額(5年以内)

01487

北海道

天塩町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設 5,000	新増設 10	課税免除	固定資産税	3年間 ※2年間までの延長も あり

※適用期間について～

3年間。事業の性質上必要と認めるときは議会の議決を経て2年間まで延長できる。

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
天塩町企業立地 振興条例	S60.8	○新増設に係る固定資産を取得するために要 する費用の合計額が5,000万円以上 ○常用従業員数 10人以上	補助金 ○用地取得価格の25/100以内 特別援助※ ○企業立地に必要な土地、建物(新・増・ 改築、改修を含む。)の提供 ○立地条件により、道路、橋梁、用水等公 共施設の整備

※特別援助について～

町勢の振興発展上特に必要と認められたものに対して、議会の議決を経た場合に限る。

01511

北海道

猿払村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設	2,000	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
猿払村企業誘致及び地域企業再生促進条例	H20.4	<ul style="list-style-type: none"> ・工場等の新設又は増設(1 回限り) (新製品の製造加工を行なう工場等の新設又は増設の場合はもう 1 回行える。) ・投下資本額 2,000 万円以上 ・常時雇用者5人以上 ・公害発生の恐れがない など 	施設設置等整備奨励金 ○20/100、1,000 万円限度
		<ul style="list-style-type: none"> ・工場等の新設又は増設し事業の操業に伴い、常用雇用者を新規に5人以上雇用 	雇用奨励金 ○一人 10 万円、100 万円限度

01512

北海道

浜頓別町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新增設	3,000	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
浜頓別町企業立地促進条例	H10.3	○投資額 3,000 万円以上 ○雇用の増加 ①新設 5人以上 ②増設 2人以上 ③移設 維持又は増加 ○公害を防止する措置が講じられていること	事業場設置補助金 ①内容 投資額の 10/100 ②限度額 3,000 万円
			事業振興奨励補助金 ①内容 固定資産税相当額 ②限度額 なし ③期間 5年間
			雇用奨励補助金 ①内容 1人につき 10 万円 ②限度額 200 万円 ③期間 3年間
			免除等 ①内容 上下水道料金の全額免除 ②限度額 なし ③期間 5年間
		○町の産業振興上、特に必要と認められるとき	免除等 内容 ①事業用地の無償若しくは減額による提供 ②道路、橋梁の整備 ③従業員住宅の確保

01513

北海道

中頓別町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新設	1,500	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
中頓別町企業立地促進条例	H2.6	○投資額 新設 1,500 万円以上 ○公害を防止するための適切な措置が講じられていること	補助金 ○事業振興奨励補助金 ①内容 固定資産税額 ②期間 3年間
		○投資額 3,000 万円以上 ○雇員数の増加 5人以上 ○公害を防止するための適切な措置が講じられていること	補助金 ○工場等設置費補助金…(ア) ①内容 投資額の 35/100 以内 ②限度額 1億円 (新設に伴う増加雇員数の数が 10 人未満の場合 5,000 万円)
			補助金 ○工場等建設用地取得費補助金 ①内容 取得額の 10/100 以内 ②限度額 100 万円 ③(ア)の金額が 3,000 万円以上の場合には適用されない
			補助金 ○環境緑化整備事業費補助金 ①内容 環境緑化整備事業費の 30/100 以内 ②限度額 200 万円 ③(ア)の金額が 3,000 万円以上の場合には適用されない
		補助金 ○雇用奨励補助金 ①内容	

			常時雇用者1人当たり1年につき12万円 ②期間 2年間 ③(ア)の金額が3,000万円以上の場合は適用されない
		○投資額 新設 3,000万円以上 ○雇用者の増加 5人以上 ○公害を防止するための適切な措置が講じられていること ○町の振興発展上、特に必要と認めるとき	特別援助 内容 ①工場等の立地に必要な土地、建物の提供 ②道路、橋梁等の新設又は改良整備 ③(ア)の金額が3,000万円以上の場合は適用されない

01514

北海道

枝幸町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設	2,700 万円	課税免除	固定資産税	3年間
先端設備等導入計画の認定を受け、該当する設備を導入した事業所 詳しくは枝幸町ホームページをご覧ください (URL: http://www.esashi.jp/life/page.html?id=260)		課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
枝幸町中小企業等活性化条例 詳しくは枝幸町ホームページをご覧ください (URL: http://www.esashi.jp/bid/page.html?id=57)	H27.1.27	町内に住所を有する個人又は法人であって、次に掲げる業種の事業者、かつ、商工会員又は会員になることを確約した事業者。 ・卸売業及び小売業 ・サービス業 ・製造業 ・運送業	○新規創業助成金 町内に住所を有する創業者が新規に開業する事業により、店舗を新築、改築、増築、購入及び設備・機械等を導入したとき、整備費用が100万円以上であるものに対して助成。 整備費用の2分の1以内とし、1,000万円を限度とする。ただし、施設の新築、改築、増築に係る建築主体工事の元請として枝幸町外の業者が受注する場合は、その整備費用を4分の1以内とし、設備・機械等に係る整備費用の2分の1と合わせて、600万円を上限とする。 ○新規創業助成金(雇用助成金) 特定創業支援事業の認定を受け、町内に住所を有する者を1年を超えて正規雇用する場合、雇用の日から1年を経過した後に助成。 助成の対象となる雇用者の人数に100万円を乗じて得た額とし、年間300

		<p>及びその他販売業 ・建設業</p> <p>万円を限度とする。なお助成期間は3年を限度とする。</p> <p>○利子・保証料補給金</p> <p>中小企業者が経営の向上のため店舗等を新築、改築、増築、購入及び設備・機械等を導入したとき、借入金の利子及び保証料に対して助成。</p> <p>利子補給については、借入利率2.5%以内とする。期限は10年以内とする。対象となる資金の限度額は、1事業者につき100万円以上6,000万円以内とする。ただし、建築主体工事の元請として枝幸町外の業者が受注する場合は、補助額の3分の2を助成する。</p> <p>保証料補給については、保証料率1.6%以内とする。ただし、建築主体工事の元請として枝幸町外の業者が受注する場合は、補助額の3分の2を助成する。</p> <p>○固定資産税助成金</p> <p>上記利子・保証料補給金の助成を受けた者に対し、当該建物及び償却資産税相当額の一部に対して次のとおり助成。</p> <p>1年次 100分の70 2年次 100分の50 3年次 100分の30</p> <p>○新卒者正規雇用助成金</p> <p>町内に住所を有する新卒者を1年を超えて正規雇用したとき、雇用の日から1年を経過した後に助成。</p> <p>助成の対象となる雇用者の人数に30万円を乗じて得た額とし、年間300万円を限度とする。また、同一雇用者を継続して雇用した場合は、3年を限度として助成。</p>
--	--	---

		<p>○雇用者人材育成・雇用確保対策助成金</p> <p>人材育成・雇用確保を図るため、従業員の資格取得費用を負担したとき、その費用に対して助成。</p> <p>資格取得費用の2分の1以内とし、1資格につき10万円を限度とする。なお、1事業所につき年間3資格を限度とする。</p> <p>《助成対象となる資格》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一級又は二級土木施工管理技士 ・一級又は二級建築施工管理技士 ・一級又は二級管工事施工管理技士 ・一級又は二級電気工事施工管理技士 ・一級又は二級造園施工管理技士 ・一級又は二級建設機械施工技士 ・給水装置工事主任技術者 ・第一種運転免許(大型、大型特殊) ・車両系建設機械技能講習 ・小型移動式クレーン技能講習 ・玉掛け技能講習
<p>枝幸町先端設備等導入支援事業補助金交付規則</p> <p>詳しくは枝幸町ホームページをご覧ください (https://www.esashi.jp/life/page.html?id=302)</p>	<p>H31.1.24</p>	<p>町内に住所を有する中小企業者又は小規模事業者であって、生産性向上特別措置法の規定に基づき、枝幸町より先端設備等導入計画の認定を受けた事</p> <p>先端設備等を導入するため、国庫補助事業を活用したとき、その補助対象経費に対して助成。</p> <p>補助対象経費から国庫補助金交付決定額を控除した残額の2分の1以内とし、次の国庫補助事業に応じた限度額とする。</p> <p>《助成対象となる国庫補助事業と限度額》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業 250万円を限度 ・小規模事業者持続化補助金 25万円を限度 ・戦略的基盤技術高度化支援事業 1年度目 1,000万円、2年度目 700万円、3年度目 500万円を限度

		業者。	
--	--	-----	--

01516

北海道

豊富町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新設	2,000	3	課税免除	固定資産税	3年間
増設	1,000	1	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
豊富町企業立地促進条例	H9.11	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所の新設 <ul style="list-style-type: none"> ①投資額 2,000 万円以上 ②常時雇用者 3人以上 ○事業所の増設 <ul style="list-style-type: none"> ①投資額 1,000 万円以上 ②常時雇用者 1人以上 	○事業振興奨励補助金 <ul style="list-style-type: none"> ①内容 固定資産税相当額 ②期間 3年間(2年間の延長有)
			○事業場等建設費補助金 新增設費用額の 20/100 以内(2,000 万 上限)
			○土地取得費補助金 新增設の用に供する敷地取得額の 30/100 以内
			○雇用奨励補助金 <ul style="list-style-type: none"> ①内容 常時雇用者1人当たり1年につき 12 万円 ②期間 2年間
		<ul style="list-style-type: none"> ○事業所の新設 <ul style="list-style-type: none"> ①投資額 2,000 万円以上 ②常時雇用者 3人以上 ○事業所の増設 <ul style="list-style-type: none"> ①投資額 1,000 万円以上 ②常時雇用者 1人以上 ○町の振興発展上特に必要と認めたとき 	特別援助 内容 ①町有地、町有施設の提供 ②道路、水道、その他施設の整備

01517

北海道

礼文町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
礼文町水産加工及び宿泊施設助成条例	H3.3 H9.3 改正 H12.4 改正 H22.5 改正	○水産加工施設 新設 1,000 万円以上 増設 500 万円以上 ○宿泊施設 新設 客室数 10 以上 収容人数 20 以上 新設 客室数 05 以上 収容人数 10 以上	助成金 ○固定資産税相当額の範囲内 (3年間)

01518

北海道

利尻町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）				
新增設	2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
利尻町 企業促進条例	H27.4	<ul style="list-style-type: none"> ○投資額 新設 2,700 万円以上 増設 1,500 万円以上 ○再開 再開面積が、当該事業場の3分の1以上 ○公害を防止するための適切な措置が講じられているもの 	補助金 ○事業振興奨励補助金 ①内容 固定資産税額 ②期間 新設・増設 5年間 再開 3年間

01519

北海道

利尻富士町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設	2,700	—	固定資産税	3年間

01520

北海道

幌延町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新增設	2,000	—	課税免除	固定資産税	3年間